二五〇六　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　一二　四
二五〇七　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　一二　五
二五〇八―一二　保安林の指定をする件　一二　五
二五一三―一九　保安林の指定を解除する件　一二　五
二五二〇―二一　保安林の指定施業要件を変更する件　一二　六
二五二二　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一三　二
二五二三―一　保安林の指定をする件　一四　六
二五三二　保安林の指定施業要件を変更する件　一四　七
二五三三―五〇　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　一五　二七
二五五一　農地法施行規則第八十八条の二第二項第四号及び第八十八条の三第二号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準　一六　三二
二五五二　農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件の一部を改正する件　一六　三二
二五五三　畜産経営の安定に関する法律施行規則第四条第三号の規定に基づき積立金を適切に管理することができると認められるものとして指定する件　一六　三二
二五五四―五八　保安林の指定をする件　一九　五
二五五九　肥料の登録の有効期間を更新した件　一九　一三
二五六〇　生産業者の住所の変更に係る届出があった件　一九　一七

二五六一　肥料の登録が失効した件　一九　一七
二五六二　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成三十事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件　二〇　八
二五六三　平成三十一年産の春植えばれいしょ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　二一　八
二五六四　平成三十一年産の春植えばれいしょ、さとうきび、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　二一　八
二五六五　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二一　八
二五六六　出願公表後に名称変更がなされた件　二二　三
二五六七―六九　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二二　三
二五七〇―七九　保安林の指定を解除する件　二二　四
二五八〇　保安林の指定施業要件を変更する件　二二　五
二五八一　肥料を登録した件　二六　六
二五八二―八六　保安林の指定をする件　二六　六
二五八七―八九　農薬を登録した件　二七　三
二五九〇　農薬を再登録した件　二七　四

二五九一　農薬の登録が失効した件　二七　七
二五九二―六〇二　保安林の指定をする件　二八　二
二六〇三　保安林の指定施業要件を変更する件　二八　四
二六〇四―一一　保安林の指定をする件　三〇　五
二六一三　家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣が指定するものを定める件の一部を改正する件　三〇　九七
二六一四　家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の農林水産大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件　三〇　九八
**〇農林水産省、環境省**
五　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　二八　五
**〇経済産業省**
二一一　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　一　六
二一二―一三　伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件　七　四
二一四　伝統的工芸品として指定した件の一部を改正する告示　七　五
二一五　計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者を公示する件　八　五
二一六　電気事業法第七十二条の規定に基づく登録安全管理審査機関の名称の変更の届出があった件　八　八

二一七　電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関としての登録を更新した件　一二　六
二一八　電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者があらかじめ提出すべき書面等の様式を定める件　一四　二八
二一九　平成九年通商産業省告示第百五十号及び平成二十八年経済産業省告示第百八十四号の一部を改正する告示　一四　二九
二二〇　高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示　一四　三一
二二一　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　一五　六
二二二　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　一五　七
二二三　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　一五　七
二二四　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件　一五　七
二二五　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　一五　七
二二六　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害その他の突発的事由及び地域を指定する件　一九　六